

奈良県告示第二百五十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定による認定をした救急病院は、次のとおりである。

令和四年十一月十八日

奈良県知事 荒 井 正 吾

名称	所在地	認定が効力を有する期限
奈良西部病院	奈良市三碓町二一四三一	令和七年十一月十六日